

葛飾区子ども・若者支援活動費助成金交付要綱

29 葛子応第69号

平成30年3月26日

区 長 決 裁

一部改正 平成31年2月12日

一部改正 平成31年4月11日

一部改正 令和2年8月5日

一部改正 令和3年7月21日

一部改正 令和3年10月28日

一部改正 令和4年5月17日

一部改正 令和5年2月7日

一部改正 令和5年7月21日

一部改正 令和6年6月3日

一部改正 令和7年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、社会生活を営む上で困難及び事情を有する葛飾区内のおおむね39歳までの者（以下「子ども・若者」という。）に対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる子ども食堂や学習支援等を実施するとともに、支援が必要な子ども・若者を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる活動を実施している地域活動団体（以下「団体」という。）に対し、当該支援に必要な経費の一部を助成することにより、子ども・若者に対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、支援が必要な子ども・若者を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる活動とともに、次の各号のいずれかに該当する活動を子ども・若者を対象に主に葛飾区（以下「区」という。）で実施するものとする。

- (1) 子ども食堂
- (2) 学習支援
- (3) 就労支援
- (4) その他子ども・若者の自立及び健やかな育成に資する支援

2 助成対象事業を実施するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 幅広く参加者を募り、特定の者のみが参加する事業ではないこと。ただし、区長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 1回当たり10名以上参加できる規模で開催すること。

- (3) 食事提供を行う場合は、区保健所の指導に従うとともに、飲食業の営業許可又は給食開始届等の必要な手続を行い、衛生管理及び安全の確保を行うこと。
- (4) 参加費は無料又は材料費等の実費程度とすること。
- (5) 利用施設等のルールを順守するとともに、周囲の環境に配慮すること。
- (6) 参加者の安全に十分配慮するとともに、参加者及びボランティアを対象とした損害保険等に参加すること。
- (7) 区から活動状況の報告及び確認を求められた場合は応じること。
- (8) 子ども・若者の支援に関し、区と連携及び協力すること。
- (9) 活動により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に管理をすること。
- (10) 参加者の大部分が、区内に住所を有する子ども・若者であること。
- (11) 申請する助成対象事業について、申請する年度以降も継続して実施する見込みがあること。ただし、第 7 条の規定による申請をする助成対象事業の実施年度前から助成金の交付を受け、活動を実施している場合はこの限りでない。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成対象事業を実施するときに必要と認める要件に該当していること。

（助成対象団体の要件）

第 3 条 助成金の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、子ども・若者の自立及び健やかな育成に寄与する団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的とせず、地域や社会に広く貢献する活動を行うものであること。
- (2) 代表者が明確であり、助成対象事業を継続して実施する上で必要な構成員（おおむね 5 人以上）を有するものであること。
- (3) 団体規約その他の団体の運営に関する定めを記載した書類及び構成員名簿を備えているものであること。
- (4) 宗教的活動及び政治的活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないものであること。
- (5) 暴力団などの反社会的勢力でないこと及び構成員が反社会的勢力の構成員ではないものであること。

（助成対象経費）

第 4 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業を実施する年度（別表に定める事業立上げにあつては、助成対象事業の開始日前まで）に要した次に掲げる経費のうち、要領で定めるもの及び区長が必要と認めるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費

- (3) 役務費
- (4) 使用料・賃借料
- (5) 委託料
- (6) 備品購入費
- (7) 研修費

2 助成対象経費のうち、国やその他の団体から補助金等を受ける経費がある場合は、助成対象経費から当該経費を差し引くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費としないものとする。

- (1) 助成対象事業にかかわらない団体の活動経費
- (2) 助成対象団体の構成員の会合飲食費
- (3) 助成対象事業を実施するために支出したことが確認できない経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、要領で定める費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の助成区分の欄及び活動条件等の欄に応じ、助成対象経費の実支出額と総事業費から参加料その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額（1,000円未満切捨て）とし、同表助成金上限額の欄に定める額を上限とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内の額とする。

(助成の制限)

第6条 助成金の申請は、1の助成対象団体につき同一年度内1回限りとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 助成対象事業のうち、区から他の制度による補助金等を受ける事業は、第2条の規定にかかわらず助成対象事業としない。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、要領で定める申請書及び必要な書類を、区長の指定する日までに、区長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査及びヒアリング調査等を実施した上で、助成金の交付の可否を決定し、要領で定める通知書により、当該申請をした助成対象団体に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに要領で定める請求書により、区長に助成金の交付を請求し

なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに概算払により助成金を交付決定団体に交付する。

(交付決定事業の変更、中止又は廃止の申請等)

第10条 前条第2項により助成金を交付された交付決定団体は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに要領で定める申請書及び必要な書類を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき。
 - (2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき又は変更したとき。
 - (3) 交付決定事業を中止しようとするとき若しくは中止したとき又は廃止しようとするとき若しくは廃止したとき。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、承認の可否を決定し、要領で定める通知書により、当該申請をした交付決定団体に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により交付決定事業の変更に係る承認を受けた団体のうち、当該変更により助成金交付決定額が増額したものは、速やかに要領で定める請求書により、増額分について区長に請求するものとする。
 - 4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに概算払により助成金を当該請求をした交付決定団体に交付する。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、交付決定事業の終了後1箇月以内又は区長の指定する日のいずれか早い日までに、要領で定める報告書及び必要な書類により、区長に事業実績を報告しなければならない。前条第2項の規定により、交付決定事業の中止又は廃止を承認された場合も同様とする。

- 2 交付決定団体は、前項の規定による報告前においても、要領で定める報告書及び必要な書類の提出を区長が求める場合は、速やかに区長へ提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項又は前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る交付決定事業の実績が、助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとする。
- 4 区長は、前項の規定による審査の上、助成金の額を確定し、要領で定める通知書により、交付決定団体に通知しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前 2 号のほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件若しくは法令等に違反したとき又は違反していないことが確認できないとき。
 - (4) 交付決定事業について、区以外の団体等からの補助金等（物品支給の場合は、その相当額とする。）を受け、その補助金等の対象経費と区の助成対象経費の合計が総事業費を上回ることが判明したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、要領で定める通知書により、交付決定団体に通知しなければならない。

（助成金の返還）

- 第 13 条 区長は、第 11 条 4 項の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているとき又は前条第 2 項の規定により交付決定を取り消したときは、期限を定めて、当該交付決定団体に助成金の返還を命じなければならない。
- 2 前項の規定により助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に助成金を返還しなければならない。
- 3 区長が定める日までに区長に助成金を返還できない団体は、返還が確認できるまで助成金を申請することはできないこととする。

（帳簿等の保管）

- 第 14 条 交付決定団体は、収支を明らかにした一定の帳簿及び関係書類を整理して、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存し、区長からの求めに応じて随時提出できるよう整備しておかなければならない。
- 2 交付決定団体は、区長が前項の帳簿及び関係書類の提出を求める場合、速やかに区長へ提出しなければならない。

（その他）

- 第 15 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 2 月 12 日 30 葛子応第 80 号 子育て支援部長決裁）

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条の規定は、平成 30 年 7 月 27 日から適用する。

付 則（平成 31 年 4 月 11 日 31 葛子応第 4 号 副区長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 11 日から施行し、同月 1 日から適用する。

付 則（令和 2 年 8 月 5 日 2 葛子応第 42 号 副区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 5 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱の規定により作成された様式で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

付 則（令和 3 年 7 月 21 日 3 葛子応第 43 号 副区長決裁）

この要綱は、令和 3 年 7 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 10 月 28 日 3 葛子応第 62 号 副区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（令和 3 年度における助成対象事業運営経費に係る特例）

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子どもへの食事や交流の場を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）を原則として月 1 回以上実施した場合における同表の規定の適用については、同表中「300,000 円」とあるのは、「420,000 円」とする。
- 3 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、助成金を申請する日の属する年度の末日において、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子ども食堂の活動実績が 1 年以上あり、原則として週 1 回（複数の活動拠点がある場合は、合算可）以上当該活動を実施した場合における同表の規定の適用については、同表中「600,000 円」とあるのは、「720,000 円」とする。

付 則（令和 4 年 5 月 17 日 4 葛子応第 27 号副区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（令和 4 年度における助成対象事業運営経費に係る特例）

- 2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子どもへの食事や交流の場を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）を原則として月 1 回以上実施した場合における同表の規定の適用については、同表中「300,000 円」とあるのは、「420,000 円」とする。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに、助成金を申請する日の属する年度の末日において、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子ども食堂の活動実績が 1 年以上あり、原則として週 1 回（複数の活動拠点がある場合は、合算可）以上

当該活動を実施した場合における同表の規定の適用については、同表中「600,000 円」とあるのは、「720,000 円」とする。

付 則（令和 5 年 2 月 7 日 4 葛子応第 1 1 4 号副区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 4 年度における助成対象事業運営経費に係る特例）
- 2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までに、別表(2)の項に定める①－2 配布・宅配加算の場合における同表の規定の適用については、同表中「600,000 円」とあるのは、「720,000 円」とする。
- 3 改正後の第 6 条第 3 項、別表(2)の項①（ウ）及び同表備考 6 の規定は、令和 5 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日以前の申請に係る別表(2)の項①（ウ）に対する助成金の交付については、令和 4 年度の予算の範囲内に限り、同日以降においてもなおその効力を有する。

付 則（令和 5 年 7 月 2 1 日 5 葛子子第 6 6 1 号副区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 2 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
（令和 5 年度における助成対象事業立上げ経費に係る特例）
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、子どもへの食事や交流の場を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）を実施した場合における別表(1)の項の適用については、同項中「200,000 円」とあるのは、「500,000 円」とする。
（令和 5 年度における助成対象事業運営経費に係る特例）
- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、別表(2)の項①日常的な支援活動のうち子ども食堂を原則として月 1 回以上実施した場合における同項の規定の適用については、同項中「300,000 円」とあるのは、「540,000 円」とする。
- 4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、助成金を申請する日の属する年度の末日において、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子ども食堂の活動実績が 1 年以上あり、原則として週 1 回（複数の活動拠点がある場合は、合算可）以上当該活動を実施した場合における同項の規定の適用については、同項中「600,000 円」とあるのは、「840,000 円」とする。
- 5 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、別表(2)の項に定める①－2 配布・宅配加算の場合における同項の規定の適用については、同項中「600,000 円」とあるのは、「720,000 円」とする。

付 則（令和 6 年 6 月 3 日 6 葛子子第 3 8 7 号副区長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行し、第 3 項から第 6 項までの規定は、同年 4

月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第 13 条第 2 項の規定は、施行の日以後に返還の命令を受けた場合について適用し、同日前に返還の命令を受けた場合については、なお従前の例による。

(令和 6 年度における助成対象事業立上げ経費に係る特例)

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、子どもへの食事や交流の場を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）を実施した場合における別表(1)の項の適用については、同項中「200,000 円」とあるのは、「500,000 円」とする。

(令和 6 年度における助成対象事業運営経費に係る特例)

4 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、別表(2)の項①日常的な支援活動のうち子ども食堂を原則として月 1 回以上実施した場合における同項の規定の適用については、同項中「300,000 円」とあるのは、「540,000 円」とする。

5 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、助成金を申請する日の属する年度の末日において、別表(2)の項に定める①日常的な支援活動のうち子ども食堂の活動実績が 1 年以上あり、原則として週 1 回（複数の活動拠点がある場合は、合算可）以上当該活動を実施した場合における同項の規定の適用については、同項中「600,000 円」とあるのは、「840,000 円」とする。

6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、別表(2)の項に定める①－2 配布・宅配加算の場合における同項の規定の適用については、同項中「600,000 円」とあるのは、「720,000 円」とする。

付 則（令和 7 年〇月〇日 6 葛子子第〇号 副区長決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

助成 区分	活動条件等		助成金上限額			
			子ども 食堂	学習 支援	就労 支援	その他子 ども・若 者の自立 及び健や かな育成 に資する 支援
① 日常的な 支援活動 ※1※4	右記の頻度 で支援活動 を実施した 場合、運営 に係る費用 を助成す る。	月1回以上実施※2	54万円	30万円	30万円	10万円
		月2回以上実施※2※3	96万円	40万円	40万円	13万円
		月3回以上実施※2※3	138万円	50万円	50万円	16万円
		週1回以上実施※2※3	180万円	60万円	60万円	20万円
② 長期休暇 対応支援 強化事業	①日常的な支援活動として実施している子ども食堂を、春季・夏季・冬季長期休暇の全てにおいて、活動日数を3倍以上かつ週3日以上に増加して実施する場合、活動に係る費用を助成する。		72万円			
③ 体験活動 事業	①日常的な支援活動を実施する団体が子ども・若者の体験格差解消のため、自然・文化的・スポーツ体験等の活動を実施するための経費を助成する。		10万円又は参加者数に3,000円を乗じた額を比較して少ない方の額			
④ 子ども・ 若者支援 等イベン ト事業	以下の条件を全て満たす場合、子ども・若者に対する支援等に資するイベント事業を実施するための経費を助成する。 ①2,000人以上の参加者が見込める ②過去に開催実績がある ③今後も継続して実施が見込める		60万円			
⑤ 事業立上 げ	新たに助成対象事業を開始する場合に、立上げに係る経費を助成する。		50万円	20万円	20万円	

⑥ 設備整備 事業	前年度①日常的な支援活動について助成を受けた団体が、拠点を新たに増やして①日常的な支援活動を実施する場合、設備整備に係る経費を助成する。	30 万円			
⑦ 子ども食 堂マップ 作成事業	以下の条件を全て満たす場合、子ども食堂マップの作成に係る費用を助成する。 ①区内全域の子ども食堂に係る情報を掲載する ②過去に区内における子ども食堂マップの発行実績がある ③今後も継続して発行が見込める	30 万円			

備考

- ※1 日常的な支援活動に対する助成金上限額について、助成金を受けようとする年度の途中から事業を開始する場合は、助成金の上限額に実施月数を12月で除した月数を乗じた金額を助成金の上限額とする。
- ※2 日常的な支援活動の実施回数について、次のいずれかに該当する場合は、実施しなかった又は実施しない月又は週がある場合も活動の条件に反しないものとする。
- (1) 天候不順、疫病等の理由により、安全確保のため実施すべきではないと判断し、活動を実施しない又は活動を中止した場合
 - (2) 活動への参加の申込み及び予約が無く、参加が見込めない場合
 - (3) 会場が、改装工事等により使用できず、事業の実施が困難な場合
 - (4) その他区長が認める場合
- ※3 日常的な支援活動のうち「月2回以上実施」、「月3回以上実施」、「週1回以上実施」する場合の助成上限額を適用するには、助成対象事業を実施する年度の初日において、本助成を受け活動を実施している期間が直近1年以上あることとする。
- ※4 日常的な支援活動（その他子ども・若者の自立及び健やかな育成に資する支援を除く。）に付随して子ども・若者の居場所の環境を整備する場合にあつては、日常的な支援活動に定める助成金上限額の範囲内において、日常的な支援活動に係る助成金の額（当該整備に係る助成金の額を除く。）に10分の1を乗じた額と当該整備に係る対象経費に3分の2を乗じた額のいずれか低い額を計上することができる。ただし、計上することができる額は、5万円を上限とする。